

(1月20日現在)

### ワクチン接種をぜひご検討ください

#### ■ オミクロン株対応ワクチンは市内実施医療機関で個別接種を実施しています

オミクロン株対応ワクチンは、1回の接種で完了し、従来型コロナワクチンを上回るオミクロン株への重症化・感染・発症予防効果が期待できます。ご自身や大切な人を守るために接種をご検討ください。

**接種対象者** = 基礎疾患の有無に関係なく初回接種(1・2回目接種)を完了した全ての12歳以上の人  
※前回接種から3カ月経過後、接種は1人1回  
※既にオミクロン株ワクチン(BA.1またはBA.4-5)を接種した人へは、今後接種券の送付はありません(武田社ワクチン[ノバボックス]を4年11月8日以降に追加接種で受けた人も同様です)

現在、公費による接種(無料で受けられる接種)は、3月末までとされています。4月以降のワクチン接種については未定です。最新の情報は市HPをご覧ください。



#### ■ 小児(5歳~11歳)・乳幼児(6カ月~4歳)のワクチン接種



小児・乳幼児では重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行以降、新規感染者数が増加する中で、重症に至る症例数が増加していると言われています。国は、発症予防効果など接種のメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことから、ワクチン接種をお勧めしています。かかりつけ医とよく相談しながら接種をご検討ください。



#### ⚠️ コロナの療養明けは無理をしないで

療養明けすぐは、後遺症による症状が続いたり、体力も落ちることがあり、感染前の体調まで戻するのに時間がかかる人もいます。学校や仕事などは自身の体調を見ながら、無理をしないようにしましょう。



### 後遺症やこころの不調は、ご相談を

#### ■ 新型コロナウイルス感染症の後遺症

感染後、治療や療養期間が終了しても倦怠感や頭痛などの症状が長引く人や新たな症状など後遺症が出現することがあります。原因などは不明な点がありますが、後遺症は時間の経過とともに症状が改善することが多いとされています。

#### 【主な症状】

全身症状：倦怠感、関節痛、筋肉痛

呼吸器症状：咳、喀痰、息切れ

精神・神経症状：記憶障害、集中力低下、頭痛、不眠

その他の症状：嗅覚・味覚障害、下痢、脱毛



上記のような症状が続いている場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください(治療は対処療法や経過観察が中心です)。かかりつけ医がいない場合や判断に迷う場合は、下記専用相談窓口へご相談ください。

#### ■ ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル

☎ 078-362-9278 FAX 078-362-9044

※受付9時~20時(土・日曜、祝日含む)

#### ■ こころの不調

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、「気分の落ち込み」や「イライラする」など、こころに不調を抱えていませんか?こころの不調かなと思うことがあれば、ひとりで抱え込まず、電話相談をご利用ください。

#### ■ 新型コロナに関連したこころの悩みに関する電話相談(兵庫県精神保健福祉センター)

☎ 078-252-4980 ※受付8時45分~17時

30分、火~土曜(祝日、年末年始を除く)

問い合わせ 三田市新型コロナウイルスワクチン専用コールセンター ☎ 0120-274-008  
※電話受付は月曜~金曜9時~17時30分(祝日を除く)【2月から受付曜日を変更】 FAX 0120-263-047

## 郵送や電子申告へのご協力をお願いします 確定申告と市県民税の申告

### 市県民税の申告

申告書送付先・問い合わせ＝〒669-1595 三輪 2-1-1  
三田市役所 税務課市民税係 (559-5053 FAX 563-5697)

令和5年度市県民税申告会場は次のとおり開設します。混雑が予想されるため、可能な限り郵送またはオンラインでの申告にご協力ください。※確定申告書の作成・相談・審査などには対応できません。確定申告書の書き方などについて相談がある人は13頁「確定申告会場」をご利用ください。

#### 個人市県民税の申告会場

相談受付日時	会場
2月16日(木)～3月15日(水) 9時15分～17時 ※土・日曜、祝日を除く	三田市役所 2号庁舎3階

#### 【注意事項】

- ①会場で申告書を作成する人は「市県民税申告書作成システム」にご自身で入力して申告書を作成していただきます。操作・入力方法は職員が説明します。
- ②2月16日(木)・17日(金)の終日と申告期間中の午前中は混雑が予想されます。
- ③令和4年度市県民税申告で所得のある申告書を提出している人(4年5月31日までの受付分)には、1月末に「令和5年度市県民税申告書」を送付しています。
- ④代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類を持参ください。(同一世帯でない場合は委任状が必要)

#### 市県民税の申告書が 自宅のパソコンで作成・印刷できます



自宅にインターネットへ接続できるパソコンなどがあれば、「市県民税申告書作成システム(住民税試算システム)」の案内に沿って源泉徴収票の数字など必要事項を入力することで簡単に市県民税申告書を作成することができます。申告会場での待ち時間もなく、都合の良い時間に作成できます。作成した申告書は源泉徴収票・控除証明書などの関係書類を添付して郵送または「三田市電子申請システム」で提出してください。(申告データを電子メールなどで送信することはできません) ※郵送提出で申告書の控えが必要な場合は、申告書を2部印刷し、切手を貼った封筒を同封して郵送ください。

#### 申告書がスマホで提出できます!

マイナンバーカードや専用アプリを利用して、「三田市電子申請システム」から申告書が提出できるようになりました。ぜひご活用ください ※詳細は市HP



▲電子申請システム

#### 市県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在、市に居住している人

#### 【ただし、次の①～③の人は申告が不要】

- ①税務署に所得税の確定申告をした人
- ②給与所得および公的年金所得以外の所得が無く、「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が全て市に提出されている人 ※申告により各種控除を受けることで市県民税額が減額になる場合があります。
- ③市県民税が非課税(同一生計配偶者および扶養親族がいずれもない場合、前年の合計所得金額が38万円以下)になる人 ※所得・課税証明書が必要な人は申告が必要になる場合があります。

#### ■ 年金所得者で市県民税の申告が必要な人

確定申告が不要な場合でも、次の①②の人は市県民税の申告が必要です。

- ①医療費控除・生命保険料控除・扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない各種控除を受けようとする人(各種控除を受けても市県民税額が減額にならない場合は不要)
- ②公的年金等(遺族・障害年金などを除く)にかかる雑所得以外に他の所得があり、市県民税が課税となる人

#### 【ただし、次の(1)(2)の人は申告が不要】

- (1)還付を受ける場合や株式などの損失を翌年に繰り越すために確定申告書を提出した人
- (2)収入が公的年金等のみで収入金額が次のいずれか  
昭和33年1月1日以前生まれの人：148万円以下  
昭和33年1月2日以降生まれの人：98万円以下

## 所得税の確定申告

問い合わせ＝確定申告・国税(所得税・消費税・贈与税など)：兵庫税務署(078-576-5131)、確定申告書等作成コーナーの操作方法など：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)

令和4年分確定申告会場は次のとおり開設します。混雑が予想されるため、可能な限り来場は控えていただき、e-Tax(電子申告)の利用をお願いします。特に作成済み申告書の書面での提出は、郵送をお願いします。なお、申告書の作成相談は、待ち時間を減らすため必要書類などを事前に整理したうえでお願いします。

#### 確定申告会場(三田・市外・休日の会場) ※兵庫税務署内には、申告書作成会場を開設していません。

	開設期間	相談受付時間	会場
三田会場	2月16日(木)～22日(水) ※土・日曜を除く5日間	9時30分～15時(予定) ※9時開館	郷の音ホール* (市総合文化センター)
市外会場	2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜、祝日を除く、駐車場なし	9時～16時	神戸サンボーホール ※地下鉄三宮駅から徒歩10分
休日会場	2月19日(日)・26日(日) ※駐車場なし	9時～16時	神戸サンボーホール ※地下鉄三宮駅から徒歩10分

\*郷の音ホール駐車場は23時～翌8時の間に入庫できません。また近隣駐車場に駐車しないでください。

#### ■ 確定申告が必要な人

- ①給与収入が2千万円を超える人
  - ②2カ所以上から給与収入がある人で、主たる給与の支払者以外からの収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人
  - ③給与、退職以外の農業・不動産などの所得が20万円を超える人
- ※②③で20万円以下の場合は市県民税の申告が必要

#### ■ 確定申告に関する注意事項

- (1)還付申告書は2月15日以前でも提出できます。早めに作成し、郵送またはe-Tax(電子申告)で提出してください。(申告書控えに受け付け印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して大阪国税局業務センター神戸分室に郵送)
- (2)所得税の還付申告の場合は、申告者の口座番号が必要です。
- (3)各会場で納税はできません。金融機関などをご利用ください。
- (4)申告書や申請書などを提出する際は、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- (5)医療費控除には、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。

#### ■ 確定申告が不要な年金所得者

公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし所得税の還付を受ける場合や、株式などの損失を翌年に繰り越すための申告書は提出することができます。  
※遺族年金や障害年金は、非課税のため申告は不要

#### e-Tax(電子申告)なら、24時間いつでもインターネット申告ができます!



← 国税庁 HP  
(令和4年分  
確定申告特集)



← e-Tax  
(国税電子申告・  
納税システム)

e-Tax(電子申告)の場合、データ送信後しばらくしてから「受信通知」が届きます。受信通知は書面による提出の場合の「受領印(収受日付印)」に相当します。必ず内容を確認し、印刷して保管してください。

#### 確定申告書は郵送での提出にご協力を!

#### ⚠ 確定申告書の郵送提出先

〒650-8540 神戸市中央区港島中町2-1-10  
(神戸税関ポートアイランド出張所内)

#### 大阪国税局業務センター神戸分室 兵庫税務署担当宛

作成済み申告書の書面による提出は昨年600人近い来場者数の日もありました。申告会場での密集を避けるため、郵送による提出にご協力ください。

#### ■ 市役所では、確定申告書をお預かりできません

上記大阪国税局業務センター神戸分室に郵送してください。

#### ■ 確定申告書用紙の入手方法

2月1日から市役所税務課前(本庁舎2階)で確定申告書用紙を配布しますが、可能な限り国税庁HPから入手してください。(市作成様式「農業所得明細書」は、JA兵庫六甲の市内各支店窓口へ設置しています)